

Oracleライセンスの落とし穴とリスク

SoftwareONE Japan株式会社

ディレクター 高島田 正哉

2016年6月10日

Safe Harbor Statement

The following is intended to outline about pitfall and risks happened with Oracle. It is intended for information purpose only, and not a commitment to deliver any material, functionality. Changing any information described in this document remains at the sole discretion of SoftwareONE Japan.

Sincerely,

国内RDBMSソフトウェア市場における49.9%のトップシェア

As of 29/Jun/15



Primary Keywords

Oracleユーザーにとっての最重要キーワード



Compliance



Optimization

Compliance

Complianceの観点から見るOracleの特徴



B2Bビジネスが基本

社会通念上、法令順守されることが大前提

ユーザは契約条項を遵守する責務を負う



自由に製品を
Downloadできる環境



ライセンスキーなどの
プロテクションの仕組みは不要

監査権は保持

Compliance対するOracle社の見解 1/2

お客様にとって、Oracleのソフトウェアの使用の管理が時として困難であることをOracleは認識しています。

結果としてお客様がライセンスの導入・使用を効率的に管理できない状況に陥ることもあります。

しかし、ライセンス契約を完全に理解あるいは管理できない場合、お客様のライセンスが不適切な状態になるリスクが生じます。

License Management Services 「ソフトウェア・ライセンス管理に関するヒント」より引用

Complianceに対するOracle社の見解 2/2

Oracleは、ソフトウェア・ライセンス契約またはサブライセンス契約を通じ、ソフトウェアの使用権を付与しています。

Oracleのソフトウェアを無許可、またはライセンスなく使用した場合、契約違反および／または知的財産権に関する法律に対する違反となる場合があります。

このようなコンプライアンス違反は意図的である場合もあれば、該当するライセンス条件に関する知識の欠如、ライセンス管理の欠如、または組織内でのソフトウェアの頒布に対するコントロールの欠如によって無意識のうちに引き起こされる場合もあります。

Oracleは、ソフトウェアの契約上の権利および知的財産権の保護に熱心に取り組み、Oracleのプログラムの使用に関して適切なライセンスの取得および維持ができるようお客様やパートナー様を支援します。

Oracleのライセンスを管理することはお客様とパートナー様の責務です。

Oracleのソフトウェアをライセンスする場合、ライセンス契約の条件に従いライセンスを利用することはお客様の責務です。また、再販頒布契約に従い・・・

License Management Services 「Oracleのコンプライアンス・ポリシー」より引用

Complianceに対する考え方

製品使用に関し、その権利管理はユーザ自身が責任をもって行うもの

従って、製品供給側としては、契約行為以外の制限は一切加えない

但し、正しく使用されていることを確認するために、
Oracleは監査権を持つ

ユーザが突き当たる主なCompliance Issueの発生要因

Non-Protected Software

契約条文の理解不足

I T統合、ハードウェアの入替え

組織変更・合併・買収

知識不足・誤解

具体例：こういったところにlicenseの落とし穴があるのか？

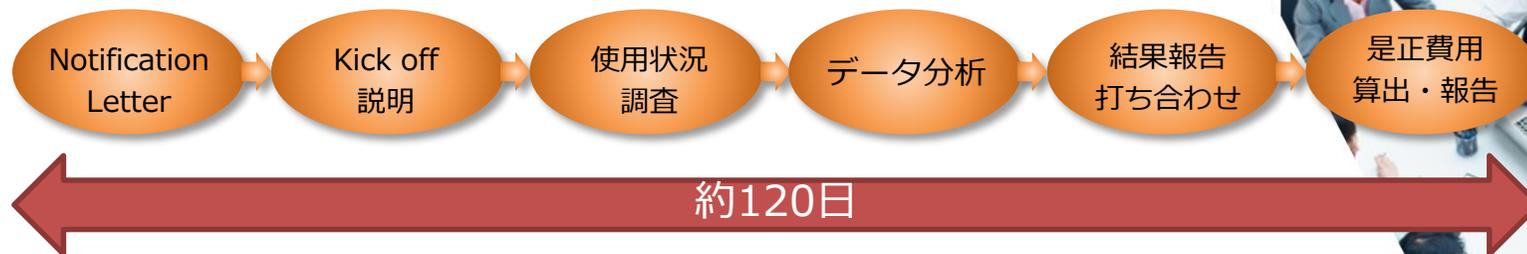
- 許諾数を超えるユーザ、プロセッサでの利用
- 使用権許諾を受けた個人・団体の内部的業務処理目的
- 仮想環境下での利用
- SIerがE/Uの代わりに調達したライセンスの利用
- ホスティング等のASP(Application Service Provider)としての利用

具体例：こういったところにlicenseの落とし穴があるのか？

- 関連会社や国外での利用
- アプリケーションやシステムを限定した利用
- オーダーごとに異なる契約内容
- 契約書に記載されていない利用の仕方

Audit & Correction

LMSによるAudit (監査)



是正費用の構成

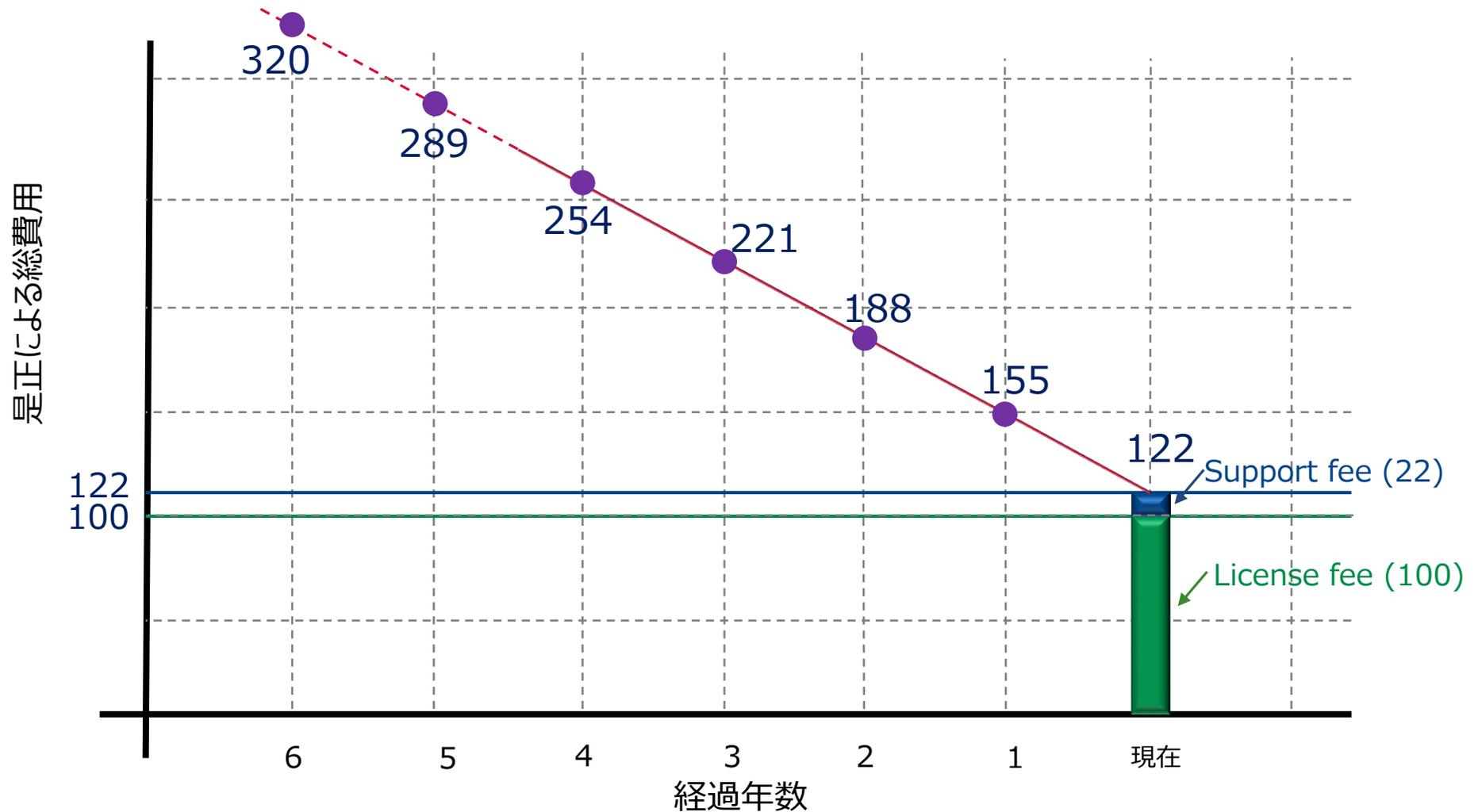


- 遡及保守費用への加算分(50%)
- 不足ライセンス分の遡及保守費用
- 不足ライセンス分の初年度保守費用
- 不足ライセンス分の費用

Correction Example

スクリーンをご覧ください

Compliantな状態にするには、幾らかかるのか？



Oracleユーザーにとっての最重要キーワード



Optimization

Oracleユーザが抱える課題

会社にとって
最適なIT投資が
なされているのか

無駄な投資は感じるが
それを証明する数字や根拠がない

最適な状態であることを
証明するための知識がない

包括契約を締結したが、
これ以上の交渉余地は
本当に無かったのか

既にシステムは使用していないのに
未だに保守料を払い続けている

余剰ライセンスがあるが、
他の部門に使わせて良いのか分からない

使用していないライセンスを
放棄したのに
保守料が安くない

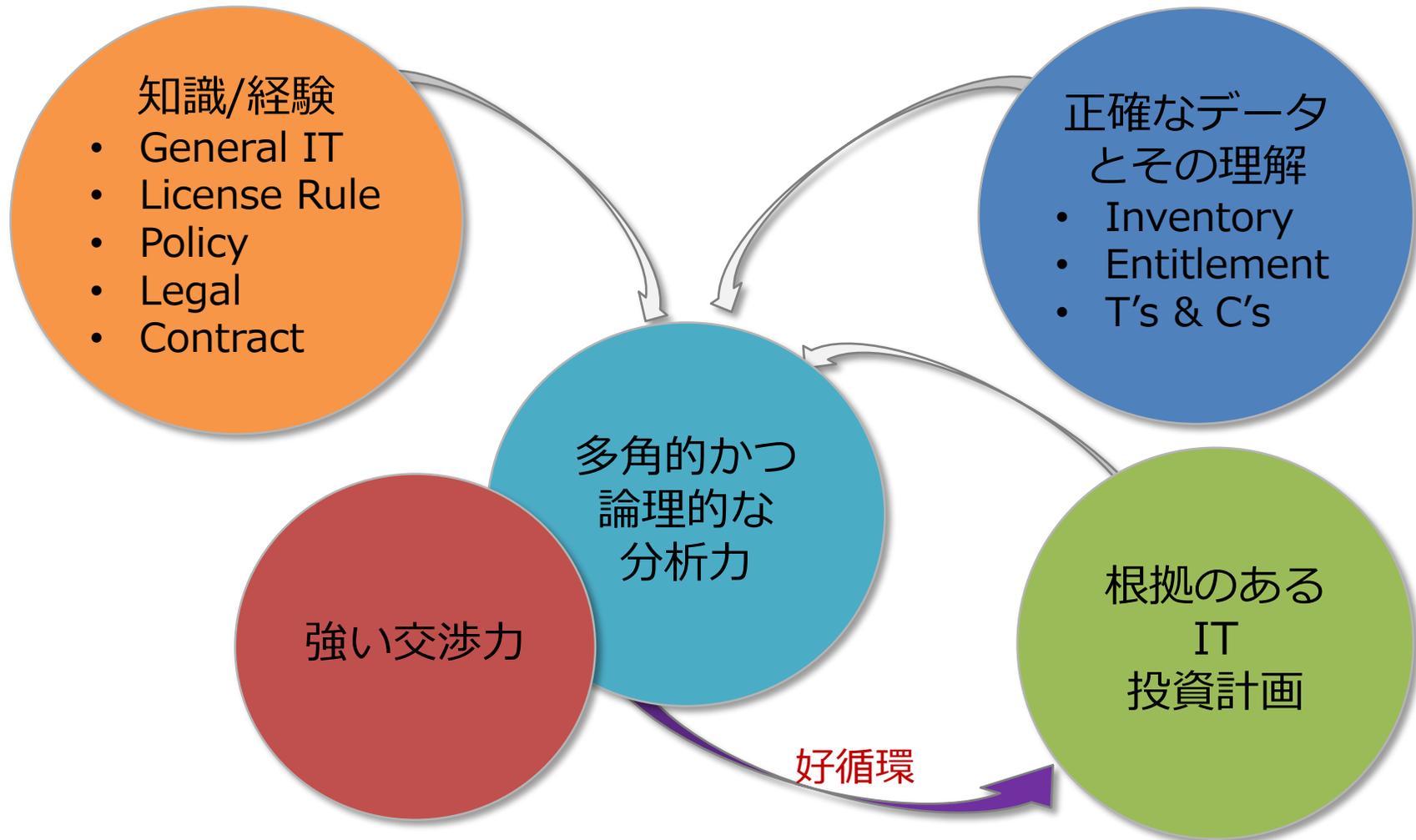
契約書の文言が複雑で理解できない

1 調達（注文） 1 契約のため
契約内容が追い切れない

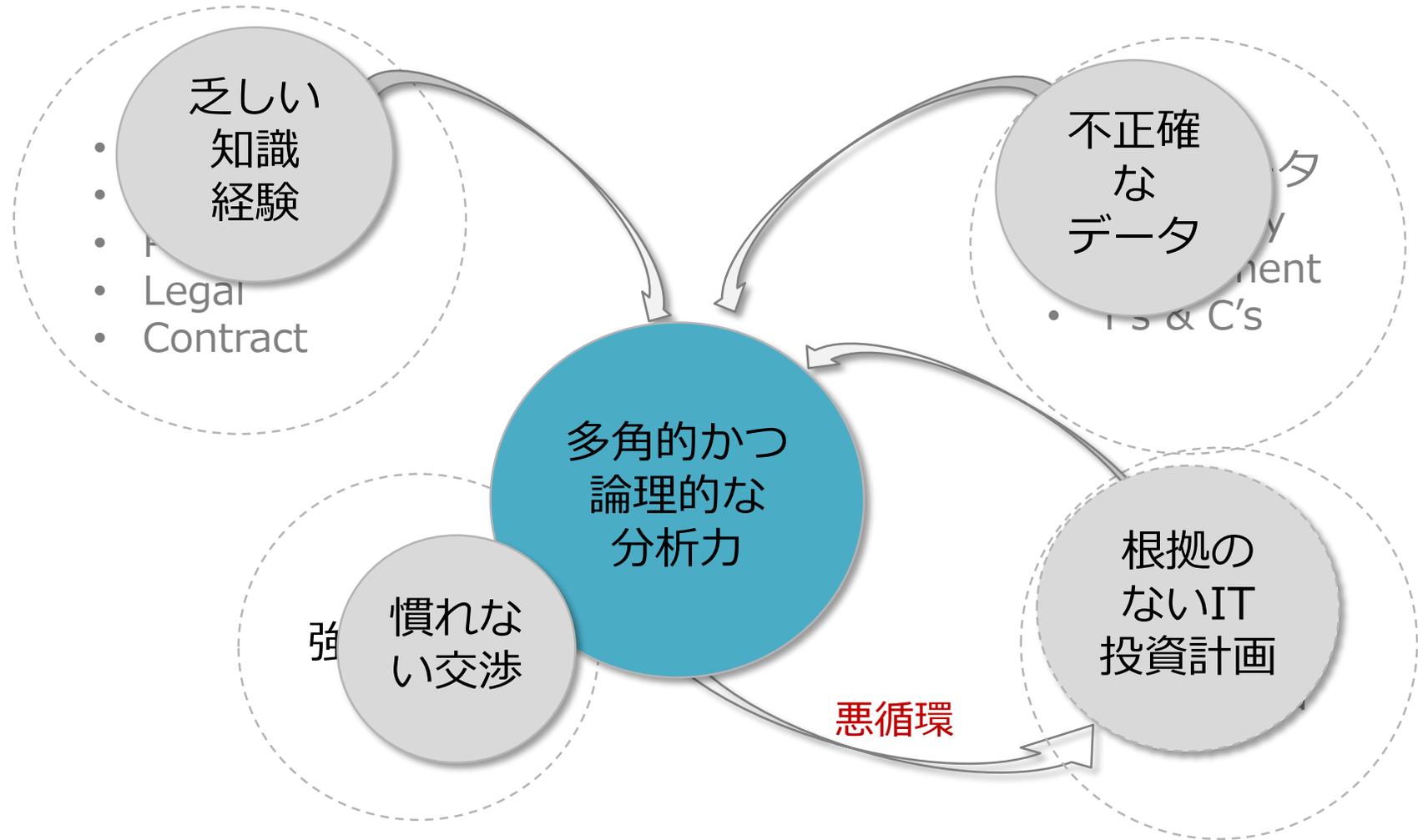


様々な制約条件が存在する中で、
一つ以上の選択を組み合わせて
最大の成果を出すこと

Optimizationに必要なもの？



しかし現実には？



Compliance/Optimizationのコンサルテーション実施例 1/2

実例1	A	B	C
License Fee	¥217,097,400	¥22,795,000	89.5%
1 st Year Support Fee	¥47,761,428	¥5,015,000	89.5%
Back Support Fee	¥298,006,808	¥33,820,000	92.4%
Reinstatement Fee	¥149,003,404		
Total	¥711,869,040	¥61,630,000	91.3%

A : 監査で指摘された是正金額 (L/Pベース)

B : コンサルテーション実施後の是正金額(N/Pベース)

C : コンサルテーションによる削減率 $(1 - A/B) \times 100$

Compliance/Optimizationのコンサルテーション実施例 2/2

実例3	A	B	C
License Fee	¥1,250,302,000	¥25,830,000	97.9%
1 st Year Support Fee	¥275,065,000	¥5,682,000	97.9%
Back Support Fee	¥1,428,346,000	¥0	100.0%
Reinstatement Fee	¥714,174,000	¥0	100.0%
Total	¥3,667,887,000	¥31,512,000	99.1%

A : 監査で指摘された場合の是正金額 (L/Pベースの想定値)

B : コンサルテーション実施後の是正金額(L/Pベース)

C : コンサルテーションによる削減率 $(1 - A/B) \times 100$

Compliance/Optimizationを成功させるためには

- ライセンス、ポリシー、ルールに関する専門的な知識
- 多くの交渉経験
- 正確な利用データやインベントリデータの収集
- ライセンス許諾証書、保守契約、購買履歴の保管
- 根拠のあるIT投資計画

専門性のある機関にご相談されることをお勧めします。

The logo for SAMAC consists of the letters S, A, M, M, A, and C. The 'S' and 'C' are red, while the two 'M's are blue. The letters are stylized and connected at the base.

一般社団法人 ソフトウェア資産管理評価認定協会